

藤沢記者クラブ各位

藤沢市は海老名市と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結します

藤沢市と海老名市で、パートナーシップ宣誓制度を利用している方が転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、同制度に係る自治体間連携に関する協定を締結します。

この連携を契機に、セクシュアルマイノリティをはじめ、様々な事情から婚姻届を出さない、あるいは出せない方々の悩みや生きづらさに一層寄り添っていくとともに、周囲の理解促進を図ってまいります。

1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定

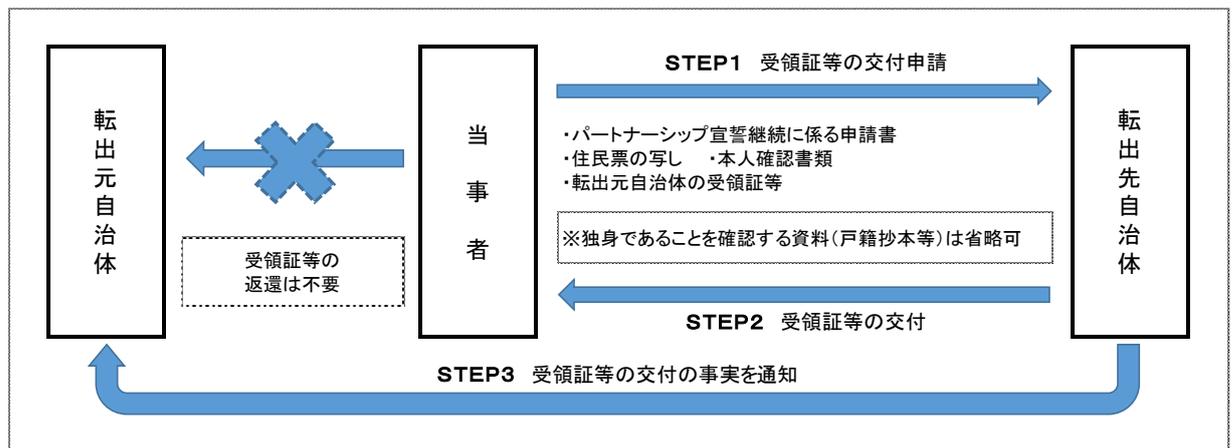
2 協定の締結日

2025年(令和7年)3月1日(土)

※ 3月1日(土)以降に転出した方が、自治体間連携の対象となりますが、パートナーシップの宣誓ができるのは、3月3日(月)からとなります。

3 内容

(1) 連携のスキーム



※ 自治体間連携を利用できる方は、転出先における宣誓要件を満たす方に限られます。

(裏面につづく)

(2) 連携によるメリット

- ・ 転出元自治体へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還手続きが不要になります。
- ・ 転出先自治体への提出書類が一部省略できます。

4 本市と自治体間連携を実施している自治体

- ・ 2022年(令和4年)2月1日～
茅ヶ崎市、寒川町
- ・ 2023年(令和5年)11月1日～
横浜市、伊勢原市

以 上

*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 企画政策部人権男女共同平和国際課

担当:猪野 宇田川

内線:2131

直通:0466(50)3501